

協働事業評価制度の取り組みについて

1 協働事業評価制度の概要

- (1) 中間評価 事業の進捗状況等の確認
- (2) 最終評価 事業の実施結果の評価、協働の進め方の評価
- (3) 総合評価 区民協働推進会議が評価

2 中間評価（確認）

協働事業実施期間中に評価（確認）を実施

- (1) 協働事業の進捗状況等の確認（実施団体と事業関係課が話し合って評価）

上半期の事業の進捗状況と実施内容・結果を確認するとともに、下半期に向けて課題の改善を図るため、「協働事業中間評価（確認）シート」（別紙 1）を作成する。

なお、中間評価（確認）の結果を区民協働推進会議に報告するため、補足資料として、事業内容などが視覚的に確認できる資料も合わせて作成する。

- (2) 中間評価結果における助言等

区民協働推進会議は、実施団体と事業関係課の評価結果に対して、助言等を行うことができる。実施団体と事業関係課は、その助言等などを踏まえ、下半期の事業に取り組む。

提出された中間評価（確認）の結果を踏まえ、区民協働推進会議は、つぎのいずれかの方法により事業の進捗状況の把握をすることができるものとする。

- ア 事業の見学を行う。
- イ 団体代表者との意見交換を行う。
- ウ 追加資料の提出を求める。

3 最終評価

協働事業の終了後に評価を実施する。

- (1) 協働事業の実施結果に関する評価（実施団体と事業関係課が話し合って評価）

事業の実施結果や成果などを検証・評価するため、「協働事業最終評価シート〔事業編〕」（別紙 2）を作成する。

- (2) 協働事業の進め方に関する評価（実施団体と事業関係課がそれぞれ評価）

協働の取り組み状況を検証・評価するため、「協働事業最終評価シート〔進め方編〕」（別紙 3）を作成し、その後、お互いの評価シートを交換し、評価結果の共有を図る。

4 総合評価

(1) 公開の場での報告

実施団体および事業関係課は、事業の実施結果や成果などについて、公開の場で区民協働推進会議に報告する。

(2) 区民協働推進会議での総合評価

区民協働推進会議は、実施団体と事業関係課の最終評価結果シートおよび公開プレゼンテーションでの報告を基に「協働事業提案制度総合評価シート」(別紙4)を作成する。

作成した「協働事業提案制度総合評価シート」を基に、事業の成果、協働の進め方などについて、各委員の意見等をまとめた総合評価を行う。

(3) 総合評価の活用

総合評価の結果については、実施団体および事業関係課に通知し、今後の取り組みに活かすとともに、区において全庁的に協働を推進するために設置している庁内会議にも報告し、情報の共有を図りながら、協働を推進するための仕組みづくりに活かしていく。

5 評価結果の公表

「協働事業最終評価シート〔事業編〕」および区民協働推進会議による総合評価の結果を公表する。